

8. 安心安全な鶏卵のシンガポール輸出に向けた取り組み

豊後大野家畜保健衛生所

○下田洋子・(病鑑)菅正和・芦刈美穂・松岡恭二

【はじめに】

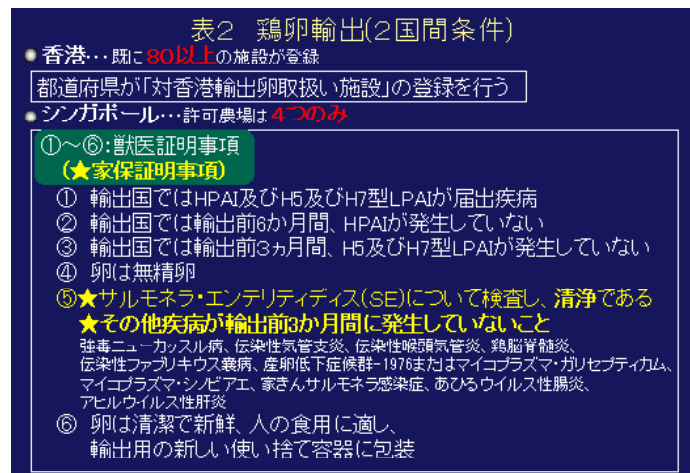
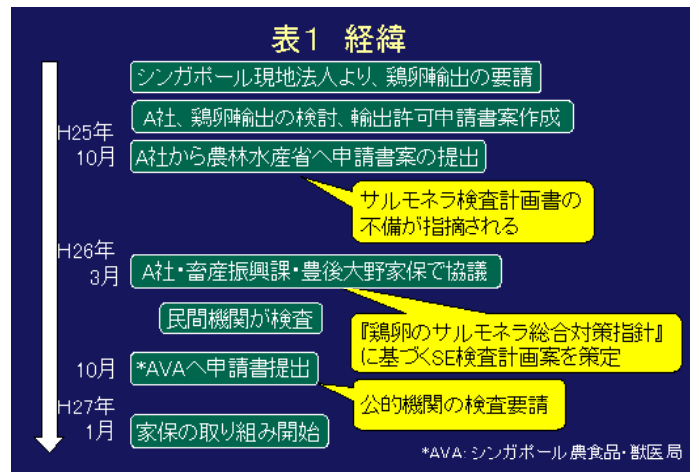
鶏卵の輸出については、主にアジア諸国でのニーズが高くなっており、卵を生で食べる習慣を持つ日本から輸出された安心安全な鶏卵を少し高価でも食べたいという声が聞かれる。

今回、採卵鶏A社農場がシンガポールへ鶏卵を輸出することとなった。家保も、鶏卵のサルモネラ総合対策指針に沿った農場施設の衛生状況のチェックと定期的な検査等を行い、輸出までの一助となることができたので、取り組み概要を報告する。

【経緯】

平成25年、A社にシンガポール現地法人より鶏卵輸出の要請があり、A社は鶏卵輸出の検討を行い輸出許可申請書案を作成した。輸出許可申請書案を農林水産省へ提出したところ、サルモネラ検査計画書の不備が指摘されたため、A社、畜産振興課、豊後大野家保で協議し「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」に基づく検査計画案を策定した。その後、民間機関が検査を実施し、シンガポール農食品・獣医局(以下AVA)に申請書を提出したが、公的機関の検査でなくてはならないとの要請があった。平成26年10月～1月にかけて、検査計画などを再度協議をし、家保による取り組みを開始した。

表2に、殻付き鶏卵の輸出条件を示した。鶏卵の輸出には、輸出相手国と日本で2国間条件の締結が必要になる。現在、この2国間条件を日本と締結している国は香港とシンガポールの2国のみである。2国間条件について香港とシンガポールを比較してみると、香港への輸出は都道府県が対香港輸出取扱い施設の登録を行うだけで輸出可能となり、既に国



内で80ヶ所以上の施設が登録されていた。一方、シンガポールへの輸出はより厳しい条件となっており、許可農場はまだ国内で4つのみであった。

シンガポールへの輸出許可証に記載する条件のうち、獣医証明事項は6つあり、家畜保健衛生所の証明すべき事項は、5番目の項目の「農場がサルモネラエンテリティディス(以下SE)について清浄であること、その他疾病が輸出前3か月間に発生していないこと」である。

【農場概要】

当該農場の概要(図1)は、平飼い開放鶏舎で、ストレスを軽減して飼育されている。堆積発酵床は30年間に渡り堆積し、生菌剤などは使用していない。

【取組内容】

1. 農場SE対策及び清浄性の確認

(1)サルモネラ総合対策指針に基づく侵入防止対策

指針に挙げられている侵入防止対策の主要な項目を挙げた(図2)。

関係者以外の出入り、犬猫などの侵入を防止するための囲いがあり、出入り口は従業員用と外来者用に分かれ、それぞれ更衣室が設置されている。出入り口に車両消毒施設があること、鶏舎に入る前の専用衣服を着用する場所、踏み込み消毒槽、そして野鳥など媒介動物の侵入を防止するための網の設置確認も行った。

また、育雛・育成舎と成鶏舎は別棟となっている。

(2)サルモネラ総合対策指針に基づくSE検査

図3は作成したSE検査計画である。育成・成鶏舎については、空舎以外の全鶏舎を対象として年4回、育雛舎については、導入時、および2-4週齢時、飲み水については年1回の検査を実施した。3月に申請書を提出するまでに、空舎であった6号鶏舎を除く成鶏舎6棟と導入のあった育雛舎2棟、育成舎1棟の検査を



図1 農場概要



図2 サルモネラ総合対策指針に基づく侵入防止対策

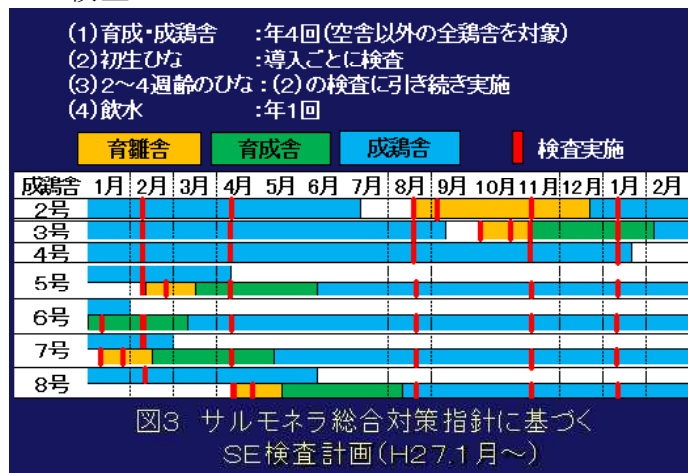


図3 サルモネラ総合対策指針に基づくSE検査計画(H27.1月～)

実施した。

1鶏舎あたりの採材方法と検体数を図5に示した。導入時の育雛舎については、輸送箱の10%にあたる概ね8検体、入雛から1週間以内の死亡淘汰雛の肝臓と未吸収卵黄、2～4週齢の育雛舎では、ドラッグスワブによる床敷料2検体と採材当日の死亡雛、育成舎と成鶏舎ではドラッグスワブによる床敷料2検体、換気扇や給餌器等の5か所を拭き取りプールした2検体、成鶏舎では、加えてネスト床面のふき取りを6検体採材した。



図4 採材・検査方法と1鶏舎あたりの検体数

採材した検体はペプトン水で前増菌後、ハーナーテトラチオン培地で増菌し、ESサルモネラ培地に画線塗抹した。

平成27年3月にAVAへ申請書を提出するまでの検査結果を表3に示した。育雛舎、育成舎、成鶏舎、飲み水から採材した計118検体からSEは分離されなかった。

表3 申請書提出までの検査結果(H27.1月～2月)

鶏舎名	採材 月日	検査 月日	内訳					
			輸送箱	1週間の 死亡雛	床敷料	塵埃	当日の 死亡雛	ネオ 床面
育雛舎(D)	1/9		0/8					
"	1/15	1/19 ～1/22		0/17				
育成舎1棟	1/9				0/2	0/2		
育雛舎(D)	1/23	1/26 ～1/29			0/2			
"							0/0	
育雛舎(E)	2/10		0/8					
"	2/17			0/10				
育成舎1棟	2/10	2/17 ～2/20			0/2	0/2		
成鶏舎6棟	2/10				0/12	0/12		0/36
飲料水	2/10							0/1
育雛舎(E)	2/24	2/24 ～2/27			0/2			
"							0/2	
			計118検体			SE分離されず		陽性数/検体数

(3) SE陽性の場合の危機管理マニュアル

定期的な検査でSE陽性が出た場合、迅速に対応できるように危機管理マニュアルを作成した(図5)。

育雛舎や育成舎でSE陽性が出た場合、他の鶏舎への広がりを防ぐため、移動を自粛する。産卵用成鶏舎でSE陽性であった場合は輸出を自粛する。自粛している間に、家保も協議に加わり対策を実施する。対応例としては、検査箇所を増やして、再検査を行い、汚染されている場所や侵入経路を探し、農場消毒をSEが分離されなくなるまで繰り返し実施する。

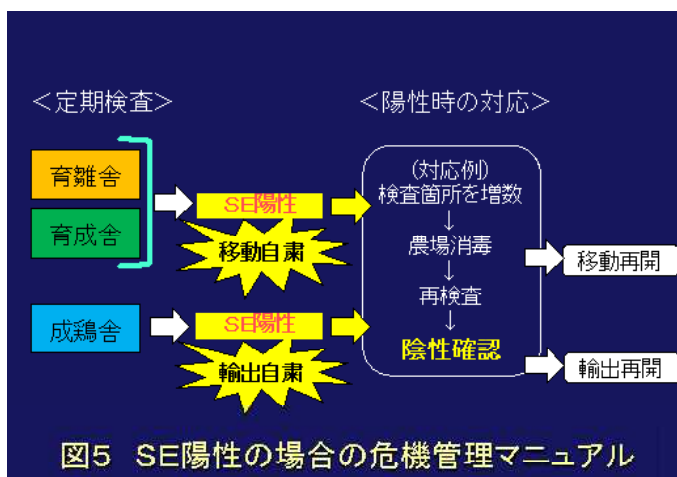


図5 SE陽性の場合の危機管理マニュアル

2. その他疾病対策及び無発生の確認

(1) ワクチンによる予防対策(表4)

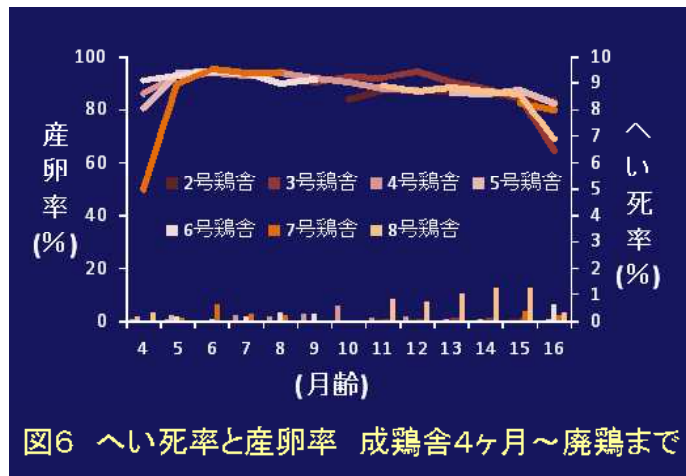
発生していないことが家畜衛生条件となっている強毒ニューカッスル病、伝染性気管支炎、鶏脳脊髄炎、伝染性ファブリキウス嚢病、産卵低下症候群-1976またはマイコプラズマについては、ワクチンを接種している。また、70日齢でSE株を含むサルモネラワクチンも接種しており、さらに、これらのワクチンを確実に接種していることが確認できるチェック表が農場にある。

表4 ワクチンによる予防対策

日齢	ワクチン
14	NB
21	IBD IB(C78) ND(MET95)
28	IB(TM) IBD
50	NB
70	オイルボックス7 サルモネラSETI ケイトウ+AE
100、180 260、340	IB(MA5)

(2) 死亡羽数、産卵率の定期的な報告

産卵まで月に一度、成鶏舎の鶏舎毎の斃死率と産卵率を報告してもらい、獣医証明にかかわるその他疾病が発生していないことを確認している。折れ線グラフは産卵率、棒線グラフは斃死率を示しており、斃死率は1%前後の低い水準で推移している(図6)。また、鶏に何か異常があれば、家保まですぐに連絡してもらい、病性鑑定を実施する体制を整えている。



【まとめ】

申請書提出後も農場の定期的なSE検査を続け、計152検体からSE分離されておらず、SEについて清浄な状態を維持していることを確認している(表5)。

採卵養鶏場であるが、安心安全な卵の輸出のために、種鶏場並みの基準で定期的なSE検査を行い農場SE清浄性の確認をした。そして、SE陽性の場合、迅速に対応し、輸出への影響を抑えられるようにマニュアルを作成した。

表5 申請後から現在まで(H27.3月～9月)の検査状況

鶏舎名	採材月日	検査月日	内訳						
			輸送箱	1週間の死亡数	床敷料	塵埃	当日の死亡数	ネオ床面	飲料水
育成舎(D)	4/10		0/8						
〃	4/17	4/20		0/9					
育成舎2棟	4/10	～4/23			0/4	0/4			
成鶏舎5棟	4/10				0/10	0/10		0/30	
育成舎(D)	4/24	4/27			0/2	0/2			
〃		～4/30						0/0	
育成舎(B)	8/21		0/8						
〃	8/28	8/31		0/3					
〃		～9/3							
成鶏舎6棟	8/21				0/12	0/12		0/36	
育成舎(B)	9/11	9/14			0/2				
〃		～9/17						0/0	

計152検体 SE分離されず 陽性数/検体数
SEについて清浄な状態を維持していることを確認

今回、協議を重ねた結果、管内養鶏場が国内で5番目に、鶏卵のシンガポールへの

輸出許可を取得することができた。S E 検査計画は、より厳しく作られたため、安心安全な大分県産の卵を輸出できるようになったと考える。T P P が問題となっているが、輸入だけでなく、今後、大分県の畜産物輸出の可能性を広げるために、家畜保健衛生所として検査等、協力していきたい。現在も、第2回目の輸出に向けてS E 検査を継続中である。